

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

第4期 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年1月1日から令和3年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1. 休業期間中の職員に最低2カ月に一度、財団関係の情報提供を行う。

<対策>

- ・平成30年1月～ 検討開始
- ・平成30年5月～ 2カ月に一度、財団が発行している「あわ～ず会報」「ネットワーク会報」および、その他各種講習会案内など送付し、財団に関する情報提供を行う。

目標2. 所定外労働を削減するためノー残業デーを週2日以上に設定、実施する。

<対策>

- ・平成30年4月～ 検討開始
- ・平成30年7月～ ノー残業デーの周知および実施
(ポスター掲示、スタッフ会議での周知等を行う)